

地区の景観形成ガイドライン導出におけるプロセスの提案 (その1)

—生活・生業と温泉資源の関わりにより創造される文化的景観を対象として—

正会員 ○森下 泰敬* 姫野由香** 佐藤 誠治***
同 松本 彩花*

文化的景観	湯けむり	規制誘導
景観形成	温泉	

1. 研究の背景と目的

近年、大分県別府市の鉄輪・明礬温泉地区では、世界的にも希有な「湯けむり景観」を「重要文化的景観」として選定し、後世に残すべき景観として、一体的に保護しようとする取り組みが進められている¹⁾。文化財保護法では「重要文化的景観」の指定には、1) 文化的景観の保存に関する計画を定めること、2) 景観法、その他の法律に基づく条例で保存のために必要な規制を定めることが必要となっている。別府市は、2008年3月に「別府市景観条例」を制定しているが、この地区では、現況の規制のみでは将来的に新築または増築する際、自由な「形態、意匠等」で建設することが可能である。そのため、文化的景観としてのこの地区特有の景観が失われる可能性がある。そこで本研究では、各景観構成要素の特性を考慮することで文化的景観の特性を今後も継承することが可能になると考え研究を進め、景観形成ガイドライン策定のための手順を提案することを目的とする。

2. 研究の方法

対象地区の景観特性と関する規制誘導の内容を把握する。そして「建物高さ、屋根形状、色彩・素材」についての調査を実施し、文化的景観の特性との比較検討を行う。その結果、地区の目指すべき景観の方針を整理する。また、本稿(その1)では対象地区の現況把握を行う。

3. 対象地区について

別府八湯^{注1)}の一つである明礬温泉地区は別府市街地の北西部に位置している。1281年の大戦後、湯治場として栄え、明礬や湯の花^{注2)}が採取されてきた地区である。1885年、明礬製造から湯の花製造へと産業が変遷すると、現在の明礬温泉地区の特徴的である湯の花小屋^{注3)}を含む景観が生まれた。原風景形成期^{注4)}と現在の旅館棟数を比較すると、現在は半分以下となっており、駐車場や空地が増加している²⁾。

4. 対象地区の現況把握

4-1 調査方法

対象地区における本調査の対象建築物は全80件であった(図1)。ただし対象建築物の「屋根形状」については、棟数で集計し、全177棟とした。屋根形状に関しては現地にて目視で調査を行い、集計した。建築物の色彩や素

材についてはマンセル値が記された「2011年F版塗料用標準色」³⁾等を用いて目視による現地調査を行った。

4-2 対象地区における既存の規制誘導

対象地区は、商業地域または第1種住居地域、第3種風致地区、第4種風致地区に指定されている。さらに九州自動車道の沿道には「大分県沿道の景観保全に関する条例」^{注5)}により沿道景観保全地区に指定されている(図1)。

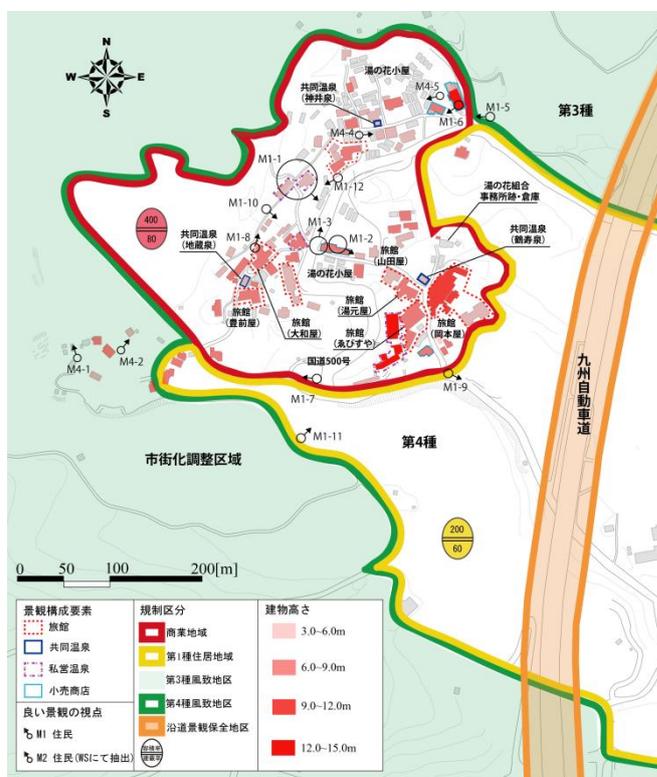


図1 既存の規制・建築物の最高高さ

4-3 対象地区における景観上の課題

対象地区において指定されている風致地区は、都市計画関係法令のなかでも規制項目は多い(表1)。また用途制限は設けられているが、商業地域であるためこの地区にはこれまでなかった「用途」の建築物が建設される可能性がある。しかし、地区計画を設けることで建築物の「用途」を制限することが可能となり、地区の目指すべき将来像を示すことができる。また、この地区は傾斜地に位置しているため、建築物の階高が1層分高くなるだけでも傾斜下から眺めた場合の景観に大きな影響を及ぼ

